



2016年 2月

社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町児童ショートステイ

〒184-8511 東京都小金井市桜町1-2-20

Tel.042-383-4111(代)

Fax.042-386-2611

## 本年もどうぞよろしくお願いたします

新しい年が始まって、1ヶ月が経ちました。

昨年4月より、関係各市からのご支援をいただきながら、都立小金井特別支援学校の仮校舎への安全な通学支援を行うための体制作りが続いています。

保護者の皆様には、利用方法の変更などでご迷惑をおかけして申し訳ありません。

そのような中、ご協力をいただいていることに心から感謝しております。

1月15日(金)に、平成27年度第3回の定例会が下表の内容で行われました。

その中で、この1年の経緯も含め桜町児童ショートステイのこれまでを知りたいというご意見がありましたので、右ページに掲載させていただきました。

関係各市、保護者の皆様との連携を柱に、安心してご利用いただける場所として、1歩ずつ進むことが出来るよう努力していきたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願いたします。

### 第3回 定例会

日時・場所	平成28年1月15日(金) 13:00～ 桜町病院にて
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市役所 (1名)</li> <li>・武蔵野市役所 (2名)</li> <li>・小平市役所 (2名)</li> <li>・都立小金井特別支援学校 保護者代表 (2名)</li> <li>・桜町病院 (2名)</li> </ul>
内容	<p>1) 10月～12月期報告  (① 受け入れ体制と実績報告 ② 通学支援の状況報告 ③ 職員体制について)</p> <p>2) 状況報告(4月～12月)  (① イレギュラーについて ② 曜日別利用状況 ③ 市別:小金井特支在籍者の割合、年齢別契約者数 ④ 短期入所サービス支給量と利用日数 ⑤ 利用対象者について)</p> <p>3) 来期の計画と利用調整の新たな試みについて</p> <p>4) その他 (保護者アンケートの報告他)</p> <p>◇ 第4回定例会予定日時 (平成28年 4月22日(金) 13:00～ )</p>

## 🌸🌸 これまで と これから 🌸🌸🌸

### ～ 緊急一時保護の時代 ～

東京都は、昭和50年(1975年)に緊急保護を必要とする在宅の心身障害児(者)の保護を目的とした「東京都心身障害児(者)緊急保護事業」を始めました。

桜町病院では、東京都からの委託を受けて、昭和53年(1978年)に「東京都心身障害児(者)緊急保護事業」を、昭和55年(1980年)には小金井市からの委託で「重度心身障害者(児)緊急一時病院委託」を開始しました。

### ～ 措置制度の時代 ～

緊急一時保護は措置制度でした。

措置制度は、身体障害者(児)及び知的障害者(児)に対し、行政が利用できるサービスの内容を決定する制度です。当時、緊急一時保護の必要が生じたご家庭は児童相談所に利用の申し込みをしていました。(小金井市在住の場合には小金井市役所)

そこで緊急一時保護が利用できる条件を満たしているかが審査され、その結果に応じて利用の可否や利用先が決定されていました。

桜町病院も緊急一時保護の利用先の一つとして、出産などある程度予定が立てられる理由を除いて、児童相談所などからの連絡を受けると同時に利用がスタートするということが多くありました。

また、利用期間が月単位であることも少なくなかったため、入所中に季節が変わったり、洋服が1サイズ大きくなったりということも珍しくはありませんでした。

### ～ 契約制度へ ～

平成15年(2003年)に従来の措置制度から契約制度への転換を目的に支援費制度が施行されたことで、緊急一時保護は「短期入所(ショートステイ)」として位置づけられるようになりました。

バブル経済がはじけた後、①措置から契約への変更による利用者本位のサービス ②営利団体を含めた多様な経営主体の導入 ③市場原理を生かした質の向上 ④透明性の確保と公平かつ公正な負担 などを中心に社会福祉基礎構造改革の論議が重ねられた結果です。

その後、平成18年(2006年)の障害者自立支援法を経て、平成25年(2013年)からは現在の障害者総合支援法となりました。

措置制度は利用者の意向が尊重されにくいという問題がありましたが、契約制度ではサービス利用者の「自己選択、自己決定」が基本とされています。これまでの受ける福祉から利用する福祉へと制度が変わった中、桜町児童ショートステイも一事業所として新たなスタートをきることになりました。

### ～ そして、これから ～

桜町児童ショートステイは、このような社会背景や制度の変遷の中で現在に至っています。

一つの事業所として安全な運営を行っていくためには、これらの他に職員の労働環境なども法律に基づき整えていかなくてはなりません。今回、都立小金井特別支援学校の仮校舎への移転に伴って、当事業所では複数の観点から業務変更を行い、今後に向けて新たな体制作りをしていくことが必要であると考えました。

当事業所が行っている事業の意義を関係各市もご理解いただき、連携した支援を行ってくださっています。

桜町病院でも、地域福祉への貢献の一つとしてこの事業を捉えています。

地域福祉を考えると、「自助・共助・公助」という視点がありますが、福祉サービスを利用していくことにも通ずると考えています。このため、保護者、事業者、行政がそれぞれの立場で出来ることを行い、情報共有をすることでより良い連携が出来るように、関係機関で集まる『定例会』を開催することにしました。

子供達の笑顔を守り、子供達の成長を支えていくことが出来るよう取り組んでいきたいと考えています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(参考文献:文部科学省 HP,厚生労働省 HP)